

令和2年8月20日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については〇で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和2年度北塩原村農業委員会総会（令和2年8月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和2年8月20日（木）午後1時30分～2時32分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	出
農業委員	1	小椋隆子	出
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	出
〃	—	佐藤誠一	出
〃	—	五十嵐好則	出
〃	—	安部嘉久	出
〃	—	柏谷孝雄	出
〃	—	小椋功	出

※ 出席委員 農業委員7名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名全員出席。

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 協議事項

- ・「本県農業の発展に向けた要請（素案）」に関する組織検討について
- ・令和2年度農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査等（案）について

第5 その他

- ・農業委員・農地利用最適化推進委員の政治活動及び選挙運動について
- ・令和2年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 相 原 哲 也

事務局 班 長 渡 部 達 也

事務局 主 査 須 藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

改めまして、皆さんこんにちは。暑い中お集まりいただき、ありがとうございます。それではただいまより、令和2年度北塩原村農業委員会定例総会8月定例会を開会いたします。今回は改選後、初の定例総会ということで、農業委員の皆様と農地利用最適化推進委員の皆様が初めて顔を合わせる会でありますので、先に自己紹介をお願いしたいと思います。会長から時計回りでお願いします。

○委員

（委員自己紹介）

○事務局

（事務局自己紹介）

○事務局長

ありがとうございました。それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

（挨拶）

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。只今の出席委員は農業委員7名中7名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利用最適化推進委員6名全員にも出席いただいております。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、3番、岩田多吉委員、4番、二瓶睦夫委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、8月3日に北塩原村農業委員会農地利用最適化推進委員委嘱状交付式をこちらの集会室1・2で開催しております。2番、8月7日、令和2年度農業者年金業務担当者会議がビッグパレットふくしまで開催されまして、事務局が出席しております。3番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会8月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、8月26日、令和2年度農業者年金加入推進特別研修会がパルセいいざかで開催され、加入推進部長であります会長が出席いたします。2番、9月7日、令和2年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会、アピオスペースで開催され、新任農業委員・推進委員が出席いたします。3番、9月18日、北塩原村農業委員会総会9月定例会を集会室1・2で開催いたします。以上で、業務報告及び今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは、協議事項に入ります。1点目、「本県農業の発展に向けた要請(素案)」に関する組織検討について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページをご覧ください。協議事項の1点目、「本県農業の発展に向けた要請(素案)」に関する組織検討について、説明いたします。令和2年11月26日に開催が予定されております、本県選出国會議員への要請集会へ提出する要請書の素案について、協議及び検討を行うものでございます。4ページから12ページに検討素案を載せております。こちらにつきましては、今年の6月に県内の各農業委員会において検討し、報告した内容について、福島県農業会議が取りまとめを行いまして、素案として作成されたものでございます。当農業委員会においても、6月の定例会で協議・検討し、報告しております。各市町村農業委員会から報告があった検討結果を基に、県農業会議の方で素案を作成しましたので、その内容確認をしてほしいと今回、依頼があったわけでございます。委員の皆さんには、事前に資料を配布させていただいており、各自ご検討いただいていると思いますので、簡単に説明させていただきます。まずは、4ページをご覧ください。本県の農業・農村は「東日本大震災・原子力発電所事故」並びに「令和元年台風19号」による被害から未だ復旧・復興しておらず、担い手の減少や高齢化とこれらに伴う遊休農地の増大、さらには野生鳥獣被害等、多くの課題が山積している状況であります。特に福島県にとっては東日本大震災・原子力災害からの復旧・復興や風評被害関連の要請事項が最も重要である、最優先であるということから、1番最初の項目となっております。大きな1番、災害からの復旧・復興と防災・減災対策についての要請が6ページの中ほどまででまとめられております。さらに、農業従事者の高齢化や担い手不足も深刻化しており、農業・農村の崩壊も懸念されている状況であることから、大きな2番としまして、担い手の育成・確保対策についての要請が6ページの中ほどから8ページの上から4行目まででまとめられております。続いて8ページからは、農地集積・集約化と優良農地の確保対策について、需要構造の変化に対応した生産対策について、中山間地域対策について、グローバルマーケット(全世界の市場。あるいは全世界を市場としてとらえること)への対応について、以上の6項目に分けて要請書が作成されております。簡単に説明いたしましたが、この後、追加や削除、もしくは言い回しを変えた方がいいのではないかなど、委員の皆さまのご意見等を出していただきたいと思っております。特に意見等がない場合は、このまま「異議なし」として県農業会議の方へ報告させていただきます。上記のとおり

り提出いたします。令和2年8月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で、「本県農業の発展に向けた要請(素案)」に関する組織検討について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○議長

事前に資料を配布しておりますので一度は目を通していただいているとは思いますが、いかがですか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。素案の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。以上で、「本県農業の発展に向けた要請(素案)」に関する組織検討について終了するとともに、協議内容の通り、一般社団法人福島県農業会議へ報告することとします。

○議長

続いて、2点目の協議事項に入ります。令和2年度利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査等(案)について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

提出議案の13ページをご覧ください。協議事項の2点目、令和2年度利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査等(案)について、説明いたします。こちらの調査は、農地法第30条の規定により、毎年1回、管内にある農地の利用状況等について、調査を実施しなければならないこととされておりますので、調査方法や調査日などについて協議するものでございます。では、提出議案の14ページをご覧ください。1、目的ですが、調査に位置付けられているものが2つございます。まず、「利用状況調査」については、農地法第30条の規定により毎年1回、管内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならないものでございます。次に「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」については、荒廃農地の再生利用のために荒廃状況や解消状況等を把握することを目的として行うものでございます。2、調査日でございますが、例年どおり、事前調査と全体調査により対応いたします。①事前調査につきましては、各委員が事前に担当地区内の荒れている農地を把握する作業となります。8月下旬から9月上旬を目安に行っていただきたいと思います。②全体調査については、農業委員・推進委員・事務局による調査となり、荒れている農地の割合を荒廃区分により判断する作業となります。調査日につきましては、9月中を目標に行いたい

と思っております。各委員さんの都合もございますので、担当地区の委員さん同士で調整していただき、調査日・時間・集合場所を決めていただきたいと思います。なお、担当地区の関係上、2回、調査にご協力いただく委員さんもいらっしゃいますが、すみません。ご了承ください。提出議案の15ページをご覧ください。3、調査の方法でございますが、事前調査で図面を基に荒れている農地を把握していただき、全体調査では事前調査で把握した荒れている農地を中心に巡回しまして、目視による確認を行います。そこで農地区分を判断し、必要に応じて写真を撮り、図面等へ記録を行います。調査区域の図面は本日配布いたします。後ろの机に各地区ごとの図面を置きましたので、お帰りの際にお持ちください。なお、こちらの図面は毎年使用しているものになりますので、これまでの調査結果が記録されております。図面への記載は鉛筆又はシャープペンを活用願います。また、経年劣化により、図面も破れていたりしますので、取り扱いには注意していただければと思います。続いて、4、調査地でございますが、区域内の全ての農地とはなっておりますが、図面と現場があまりにも合わない箇所については調査自体難しいと考えておりますので、随時対応したいと思います。5、調査内容でございますが、荒れている農地を一筆毎に確認します。過去の調査において、既に荒れている農地と判断されている農地については、再生・解消状況などを確認することとなります。6、調査人員は、農業委員・推進委員全員と事務局1名の合計14名で実施いたします。なお、昨年度はなかったのですが、会津農林事務所の職員が調査に同行することもありますので、ご了承ください。7、強化月間ですが、8月から9月の2ヶ月を強化月間として設け、調査に力を入れていただきたいと思います。8、準備物は、事務局で準備いたします。その他といたしまして、農地パトロール等を併せて実施いたします。提出議案の16ページになりますが、調査の流れを載せております。先ほどと繰り返しになる場所もありますが、各自後でご確認願います。提出議案の17ページをご覧ください。荒廃農地の定義と判断につきまして、上段は改正前、下段が改正後の判断基準になります。最終的にはA分類かB分類のどちらかに判断しますが、まず、荒廃農地の基準としましては、真ん中のカッコ書きにあります、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている下の点線の四角で囲われたアからオに該当する農地」となります。A分類につきましては、アからオに該当している農地であっても、抜根、整地、区画整理、客土などの再生行為を行うことにより、耕作が可能となる農地はA分類に区分いたします。B分類につきましては、森林の様相を呈している、周りの状況からみて、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する農地はB分類となります。再生可能な農地はA分類、再生不可能な農地、再生するには相当な労力と金額がかかる農地はB分類となります。こちらの基準により、現場確認にて判断を行うこととなります。今回が初めての委員さんは、不明な点等、多々あると思います。その辺は全体調査日に確認を行いながら実施していきたいと思っておりますので、調査へのご協力をよろしく願います。なお、新任委員さんには、本日お配りしておりますが、調査を

施する際は農業委員会のキャップと腕章を忘れずに付けるよう、お願いしたいと思います。
上記のとおり提出いたします。令和2年8月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で令和2年度利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査等（案）についての朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了いたしました。まず、全体調査の日程を協議いたします。各地区の担当委員同士で協議し、全体調査の実施日、時間、集合場所について調整していただきたいと思います。それでは、5分ほど協議の時間を設けます。

（5分ほど、地区担当委員同士で協議）

○議長

5分経過いたしました。日程調整は終了しましたか。それでは、調整結果を報告願います。まずは、下吉・谷地地区は9月10日の木曜日、午前10時からで、集合場所は銘木食堂の駐車場。次に北山地区の報告をお願いします。

○5番 蓮沼喜久雄委員

はい。北山地区は9月11日、金曜日。時間が午前10時からで、集合場所は構造改善センターです。

○議長

続いて、関屋・樟地区は。

○3番 岩田多吉委員

はい。9月14日の月曜日、午前10時から。集合場所は関屋の公民館。

○議長

では、大塩地区をお願いします。

○6番 遠藤俊一委員

9月3日、木曜日、9時からで。集合場所は安部さんのライスセンター。

○議長

桧原地区と裏磐梯地区は合同ですか。

○4番 二瓶睦夫委員

はい。桧原と裏磐梯地区は一緒にやります。9月15日、火曜日で、集合場所は元明大セミナー。午前9時から1日かけてやります。

○議長

それでは、以上のとおり全体調査を実施しますので、よろしく願いいたします。日程関係以外にその他、ご意見、ご質問等ございませんか。

○議長

日程関係以外にその他、ご意見、ご質問等ございませんか。

○推進委員、佐藤誠一委員

前にも言ったけど、タブレット化はなかなか厳しいですか。

○議長

図面と現場があまりにも違い過ぎて、整合性が取れるかどうか。基盤整備やってるところはいいけど、他は現状と全く合っていないから。

○6番、遠藤俊一委員

大塩なんか全然違う。図面が全然合っていないか、毎年苦労している。

○推進委員、佐藤誠一委員

タブレットだと入力したものをそのまま集計できるから、事務局も楽になると思うけど、やっぱり予算関係で難しいのかな。

○事務局長

検討はしていますが、国土調査未実施地区の字切り図と現況があまりにも違う問題もありますし、村の財政の方の問題もありまして。

○議長

厳しいべな。

○事務局長

他市町村の状況等も踏まえながら、検討していきます。

○議長

他に質問、ご意見はありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で、令和2年度利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査等について終了するとともに、協議内容の通り調査を実施することとします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、事務局より2点ございますので、事務局説明をお願いします。

○事務局

事務局から2点説明いたします。本日お配りしております資料で「農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の政治活動及び選挙運動について」という1枚ぴらの資料をご覧ください。任期満了に伴う北塩原村長選挙、そして議員の辞職に伴う北塩原村議会議員補欠選挙が、

今月25日付けで告示され、30日に投開票が行われます。委員の皆さんにおかれましても選挙運動の依頼等があると思われますので、選挙運動の注意事項としてこの資料をお配りしております。農業委員さんと推進委員さんの身分は農業委員会法の規定により、どちらも特別職の地方公務員となっております。まずはひし形の1つ目、地方公務員の政治活動の制限についてですが、地方公務員は地方公務員法で政治活動が制限されております。ただし、制限されているのは私たちのような一般職の公務員であって、非常勤の特別職の地方公務員である農業委員、推進委員については政治活動の制限はございません。続いて、2つ目、公務員の選挙運動の禁止についてでございますが、選挙運動とは公職選挙法上では「特定の選挙において、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために、直接又は間接に選挙人に働きかける行為」と解釈されております。公職選挙法上、特別職・一般職といった区別はなく、すべての公務員は地位を利用した選挙運動は禁止されております。地位を利用した選挙運動とは、公務員等がその公の地位をもって職務上の組織や身分の上下関係を利用したりですとか、許認可などの職務権限を利用して選挙運動を行うことなどをいいます。例えばですが、公務員の上司が部下に対して、又は会長や会長職代理者が委員に対して特定の候補者への投票を強要する行為ですとか、農地の権利移動の許可や農地転用の許可などについて俺が協力するから誰々に投票してくれないかなどと、関係者にその権限に対する影響力を行使して投票を依頼するような行為は禁止されているので、絶対にしないでくださいということでございます。県の農業会議の話では、推薦状に単に職氏名を通常の方法で記載したり、演説会で単に職名を名乗るだけではただちに地位利用とは言えませんが、例え、地位利用にならなかったとしても、特別職の公務員の選挙運動への深入りは地位利用と見なされやすいので、特に行動・言動には注意してください。できるかぎり表だった活動は控えていただき、見ている人は、いい方には見ていないということも多いので、十分気を付けてくださいとのとでございました。最後にひし形の3つ目、選挙運動と政治活動の違いについてでございますが、政治上の目的をもって行われるいっさいの活動が政治活動といわれております。広い意味では、選挙運動も政治活動の一部になるわけですが、公職選挙法では、選挙運動と政治活動を理論的に区別しております。選挙運動とは、今ほど説明しましたが、特定の選挙に特定の候補者の当選をはかること又は当選させないことを目的に投票行為を勧めることを言います。こちらの行為は選挙運動期間中のみ認められております。※印にありますとおり、選挙運動期間とは、告示日に立候補の届出をしてから投票日の前日までを指します。これ以前に選挙運動に当たる行為を行うことは事前運動として禁止されております。次に、政治活動とは、政治上の目的をもって行われるいっさいの活動から、上の選挙運動にわたる行為を除いたものを言います。こちらの行為は特別職の公務員の皆さんには制限はございません。選挙運動と政治活動、ちょっと分かりづらいですが地位を利用した選挙運動は禁止されているということを忘れずに、行動や言動には十分ご注意くださいようよろしくお願いいたします。最後に本日、皆さんに「農業委員会業務必携」をお配りしております。農業

委員会活動について事例を交えて解説されている、農業委員・推進委員等、農業委員会関係者の必携図書となっておりますので、ご自宅等で目を通していただいて、今後の活動の参考にいただければと思います。事務局からは以上です。

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 3番 _____ (印)

議事録署名委員 4番 _____ (印)